

県南広域振興局長告示第99号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年10月14日

県南広域振興局長 永井 榮一

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根北江甫48番4、50番3、51番13及び58番5	50.61	4.99～7.46	令和4年7月15日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。